

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年十二月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十二月二十五日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 熊谷小川秩父線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>秩父郡東秩父村大字白石 字経塚二四五番一地先か ら同郡同村大字白石字経 塚二四五番一地先まで</p>		区 間
九・七〇〃九・八〇	八・九〇〃九・八〇	敷地の幅員 (メートル)
二・四〇		延長 (メートル)
災害復旧事業による。		備 考